

「Q&A学校管理・運営の法律実務」追録・補正検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 全国公立学校教頭会は、会則第4条(5)及び運営規則第4条の規定に基づき、「Q&A学校管理・運営の法律実務」の追録・補正に関し必要な業務を行うため、『「Q&A学校管理・運営の法律実務」追録・補正検討委員会』（以下「委員会」という。）を設置する。

(業 務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法令改正等に係る必要事項の補正
- (2) 新たな教育課題に係る新規項目の設置及び原稿依頼
- (3) 会員からの質問に対する回答
- (4) ㈱新日本法規出版との連絡調整
- (5) その他、必要な業務

(構成及び任期)

第3条 委員会は、役員会、全国公立学校教頭会顧問会及び学識経験者の中から、会長が委嘱した者により構成する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会の構成は、毎年度、第1回役員会に報告し承認を得る。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会にて互選する。
- 3 委員長は必要に応じ委員会を招集し、主宰する。
- 4 副委員長は、必要に応じ委員長の職務を代理する。

(事務局等)

第5条 委員会の事務は全国公立学校教頭会事務局で処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項について委員長が定め、役員会の承認を得る。

(附 則)

この要綱は、平成17年6月10日より施行する。